

葛飾区震災復興支援・商店街等 地域連携イベント補助金のご案内

区内の商店街が地域団体（町会、自治会、子ども会、高齢者クラブ、学校、国際交流団体等）と連携して実施する、区民向けのイベント事業に対して、経費の一部を助成します。

1 補助対象事業

季節のイベント	◇クリスマス ◇雪まつり ◇ひなまつり等
地域資源を活かしたイベント	◇地域の名所を回るスタンプラリー等
地域団体・地域住民が中心となって 実施するイベント	◇音楽パレード等
地域の記念イベント	◇施設完成記念イベント等
その他区長が認めるイベント	

2 補助対象者

地域団体（町会、自治会、子ども会、高齢者クラブ、学校、国際交流団体等）と協働し
てイベントを実施した区内商店街

3 補助率及び補助限度額

補助率	イベント実施商店街数	補助限度額(※2)
3分の2(※1)	1商店街	50万円
	2商店街	100万円
	3商店街以上	200万円

※1 震災復興支援事業(以下参照)を実施する場合は4分の3

- ・被災地及びその周辺地域で生産又は製造がなされた物品の販売
- ・売上金の一部を被災地の復興支援を目的として寄付するためのチャリティーセール
- ・義援金の寄付を募るコンサート
- ・その他区長が被災地の復興支援に資する事業であると特に認めるもの

※2 亀有、金町、堀切、立石、青戸、新小岩地区の商店街連合会に加入する商店街が2つ
以上の地域団体と協働して実施する場合は2割増し

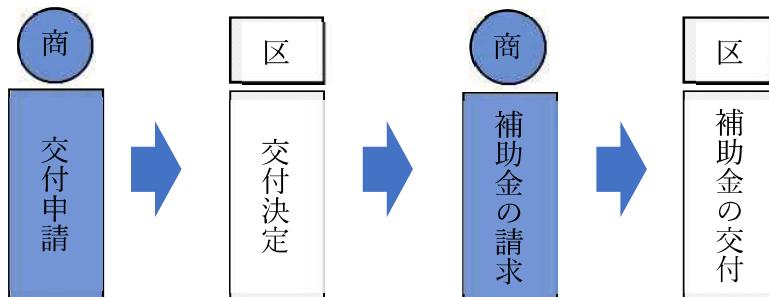
4 補助対象経費

別表のとおり

5 提出書類

No.	必要書類	備考
①	葛飾区震災復興支援・商店街等地域連携イベント補助金交付申請書（第1号様式）	
②	事業実績（第1号様式別紙1）	
③	所要経費別明細（第1号様式別紙2）	
④	葛飾区震災復興支援・商店街等地域連携イベント補助金請求書（第4号様式）	
⑤	経費の使途・金額等を証する書類	領収書等
⑥	収益報告書	収益があった場合のみ
⑦	イベントの実施が確認できるもの	ポスター、チラシ等の制作物および事業の様子が分かる写真

6 申請から支払いまでの流れ



7 その他

- ◇申請のタイミングは、イベント終了後です。ただし、初めて申請するイベントについては、必ず事前にご相談ください。
- ◇申請できるのは1商店街につき、年度内1事業までです。
- ◇1つ以上の地域団体と協働で実施する必要があります。
- ◇震災復興支援事業を実施する場合は、こちらで用意する食品と放射能に関するパンフレットを配布していただきますようお願いします。

別表

別表第1(第4条関係) 補助対象経費

区分	摘要
事業実施の周知を図るために要する経費	
ポスター、チラシ等の制作費	
チラシの新聞折込経費	
新聞、雑誌等への広告掲載料	
商店街等及び地域団体ホームページに外部委託により周知用のページを増設したことに係る委託費	
案内看板等の製作費	
抽選会券、福引券等の印刷経費	
コピー代	
会場の設営、運営等に要する経費	
舞台設営、電気、装飾、照明、音響設備等に係る設置費	
イベントの企画、運営の委託に要する経費	
会場警備、廃棄物処理等を委託する経費	
会場賃借料	
ゲーム類を行うための経費	
来場者を対象とする抽選会や福引の景品の購入に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 等級及び当選者数等を確認できるものを具備すること。 ▪ 不特定多数の者にあらかじめ周知すること。
来場者に配布する記念品の購入に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 不特定多数の者にあらかじめ周知すること。
大道芸やコンサート出演者等への出演料に要する経費	
事業実施に要する諸経費	
賠償責任保険料、傷害保険料等	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 準備及び撤去期間も含む。
道路使用許可手数料	
送料	
事業系一般ごみ処理手数料又はごみ処理券購入費	
上記経費に付随する経費	
事業のために臨時に雇い入れた短期雇用者の賃金(交通費を含む。)	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 1時間当たり短期雇用者が事業に従事した日に係る最低賃金(最低賃金法(昭和34年法律第137号)第12条の規定に基づき東京労働局長が決定する地域別最低賃金をいう。)の十の位を切り上げた額以下の部分を補助対象とする。
事業への協力、設備、物品等の提供等に対する個人又は団体への謝礼	
事業実施に直接必要な備品購入費	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 備品台帳を具備すること。
事業実施に直接必要な消耗品費	
光熱水費	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 事業での使用量が確認できる場合のみ補助対象とする。
撮影代	
振込手数料	
その他区長が必要と認める経費	

* 各区分に掲げる細区分の事項は例示である。

別表第2(第4条関係) 補助対象外経費

区分	摘要
商店街等及び地域団体関係者や来賓等の特定の者に係る経費	
飲食費	
記念品に係る経費	
案内状送付に係る経費	
行政機関に対する謝礼	
実施主体である商店街等及び地域団体関係者及びその同居する親族に対して支出する経費	
アルバイト賃金	
謝礼	
会議費	
飲食費	
抽選会や福引の景品のうち、次に掲げる経費	
現金、宝くじ	
配布されていない景品購入費	
商店街等が発行する商品券のうち使用されていないものの購入費	
配布されていない記念品購入費	
事業実施後の商店街等及び地域団体活動に使用できるもの	
インターネットホームページの開設経費	
パソコンの周辺機器等の購入費	
備品の購入費	
文具等の購入費	

* 各区分に掲げる細区分の事項は例示である。